

返戻金制度について

当社の紹介により採用された者が、入社後2ヶ月以内に、本人の都合による退職もしくは本人の責めに基づく解雇となった場合には、下記手数料を上限に返戻するものとします。

■ 受領した手数料の50%

ただし、本人への処遇および労働条件等が、採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職については、本返戻金制度は適用いたしません。

また、採用前に派遣労働者として就業していた者が採用された場合にも、本返戻金制度は適用いたしません。

※求人者との間で個別に締結するコンサルティング契約書にて、別の定めをする場合があります。